

長浜市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例ほか1件の条例をここに公布する。

令和8年10月9日

長浜市長

浅見宣義

長浜市条例第34号	長浜市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
長浜市条例第35号	長浜市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例

長浜市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長浜市道路占用料徴収条例（平成18年長浜市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1 年	570
	第2種電柱		880
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		820
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	500
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	310
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個につき1 年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		430
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	900
	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	1,000
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メ ートル未満のもの		31
	外径が0.1メートル以上0.15メ ートル未満のもの		46
	外径が0.15メートル以上0.2メ ートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの		92

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				220
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				310
	外径が1メートル以上のもの				610
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	820	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	510	
		地下に設けるもの		310	
	その他のもの				1,000
	法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		450		
	地下に設ける通路		270		
	その他のもの		1,000		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	90		

			つき1月	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900
	標識		1本につき1年	820
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	90
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900
		その他のもの		450
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	90
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008

			を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.026 を乗じて得た額
政令第7条 第9号に掲 げる施設	建築物		Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015 を乗じて得た額
政令第7条 第10号に 掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物		Aに0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015 を乗じて得た額
政令第7条 第11号に 掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034 を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.026 を乗じて得た額
政令第7条 第13号に 掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若し くは自動車専用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034 を乗じて得た額
政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設			Aに0.034 を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持す

- るものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aとは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路付属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用許可の期間が1か月未満であるとき、又はその期間に1か月未満の端数があるときは1か月として計算するものとする。
- 9 占用料の額の算定期間は、占用許可の期間とする。
- 10 1件の占用許可について算定した各年度の占用料の額が100円に満たない場合は、当該占用料の額を100円とし、100円を超える場合であって1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額を当該占用料の額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までにした許可に係る占用料（占用許可の期間が令和9年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和9年度以降の占用料を除く。）の額については、なお従前の例による。

長浜市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例

長浜市民スポーツ施設条例（平成18年長浜市条例第204号）の一部を次のように改正する。

別表第1 長浜球場の項及び浅井文化スポーツ公園の部艇庫の項を削る。

別表第2 長浜球場の項及び浅井文化スポーツ公園の部艇庫の項を削る。

別表第3 長浜球場の項及び浅井文化スポーツ公園の部艇庫の項を削る。

別表第4の6 長浜球場の表を次のように改める。

6 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までになされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。